

おいしさ、ふれあい。  
**IPPOPRIMM**

証券コード：2281

# 第79回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年6月25日（木曜日）  
午前10時



開催場所

東京都港区海岸1丁目11番2号  
アジュール竹芝13階「飛鳥の間」



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型  
株式報酬制度改定の件

## 三冠受賞!



香薫あらびきポーク  
2022年ITI三ツ星受賞



香薫あらびきポーク  
2024年DLG金賞受賞



香薫あらびきポーク  
2022年IFFA金賞受賞

味わい豊かな内なる「<sup>かお</sup>香り」  
食欲をそそる外からの「<sup>かお</sup>薫り」



イメージ

# 株主の皆様へ

代表取締役会長 千葉 尚登

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第79回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

プリマハムは、1931年の創業以来、ハム・ソーセージの製造はもとより、加工食品事業、食肉事業を展開し、お客様との絆を大切にしながら安全・安心な商品の提供に努め、日本の食肉文化の浸透とともに、成長してまいりました。

当社の目指す姿「おいしさと感動で、食文化と社会に貢献」を実現すべく、「正直で基本に忠実、商品と品質はプリマの命、絶えざる革新でお客様に貢献」を経営理念と定義しております。さらに、持続可能な社会の実現にむけて、サステナビリティ委員会を通じて、重要課題（マテリアリティ）の解消にむけて従来以上に議論し、サプライチェーンマネジメントの強化をはじめとした諸施策に取り組んでおります。

時代とともに食シーンや販売チャンネルが多様化するなか、これまで培ってきたノウハウと新たな技術を結集し、「総合プロテイン企業」としてあらゆるステークホルダーの皆様の満足度を高められるような商品やサービスなどを提供すべく、さらなる挑戦を続けてまいります。

皆様の笑顔を絶えず思い浮かべながら、「いつも、ずっと、お客様に愛され、支持される会社」になるため、役員・従業員一同たゆまぬ努力を続けてまいりますので、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2026年6月

## 目指す姿 — おいしさと感動で、食文化と社会に貢献 —

### 経営理念

正直で基本に  
忠実

商品と品質は  
プリマの命

絶えざる革新で  
お客様に貢献

株 主 各 位

証券コード：2281

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

本 店 東京都品川区東大井三丁目17番4号

本社事務所 東京都品川区東品川四丁目12番2号

**プリマハム株式会社**

代表取締役会長 千葉 尚登

## 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1. 日 時           | 2026年6月25日（木曜日）午前10時  |
| 2. 場 所           | 東京都港区海岸1丁目11番2号<br>アジュール竹芝13階 「飛鳥の間」  |
| 3. 会 議 の<br>目的事項 | (1) 報告事項 1) 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）<br>事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び<br>監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2) 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）<br>計算書類の内容報告の件<br>(2) 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 取締役6名選任の件<br>第3号議案 監査役1名選任の件<br>第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件 |

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、お手数ながらアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

<https://www.primaham.co.jp/ir/library/annualreport/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（プリマハム）又は証券コード（2281）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

4. 注意事項
- 株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、電子提供制度に基づき提供いたしますので、本招集ご通知3頁に記載のURLにアクセスして頂き、当該ウェブサイトからご確認くださいようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類については、お手元でも資料の要点をご確認いただけるよう、ウェブサイトに掲載しているもののサマリーを書面にてお送りしております。また、本定時株主総会の基準日までに書面交付請求をされた株主様には、法令の定めに従い、電子提供措置事項を記載した交付書面をご送付しております。次回以降、書面での資料の送付を希望される株主様で、書面交付請求の手続きをなさっていない方は、定時株主総会の基準日までに書面交付請求を行って頂きますよう、お願いいたします。書面交付請求のお手続きは、当社の株主名簿管理人の三井住友信託銀行株式会社又はお取引の証券会社までお問い合わせ下さい。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
  - 次の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
    - ①事業報告の以下の事項  
「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
    - ②連結計算書類の以下の事項  
「連結注記表」
    - ③計算書類の以下の事項  
「個別注記表」
  - 書面とインターネットの双方により議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
  - 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出頂きますようお願い申し上げます。
  - 本定時株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上

当社ウェブサイト ▶ <https://www.primaham.co.jp/ir/library/annualreport/>

## 議決権行使のご案内



株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### 書面(郵送)で議決権を行使する方法



#### 行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時到着分まで

### インターネットで議決権を行使する方法



#### 行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時入力完了分まで

### 株主総会にご出席する方法



#### 株主総会開催日時

2026年6月25日(木曜日)  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日


1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号・3号・4号議案

賛成の場合 ▶ **「賛」** の欄に○印

反対する場合 ▶ **「否」** の欄に○印

### 第2号議案

全員賛成の場合 ▶ **「賛」** の欄に○印

全員反対する場合 ▶ **「否」** の欄に○印

一部の候補者に  
反対する場合 ▶ **「賛」** の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号  
をご記入ください。

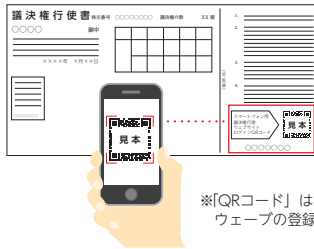
書面(郵送)及びインターネットの双方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。  
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

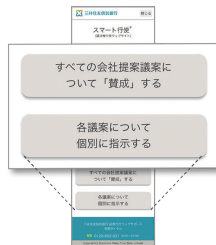
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

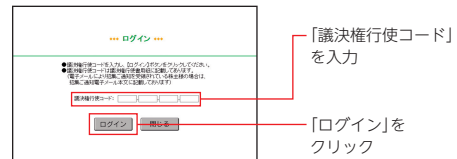
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

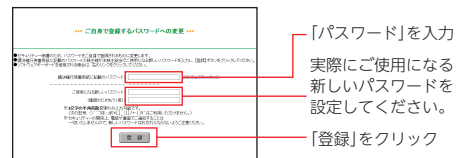
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号： **0120-652-031** (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 第79回定時株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

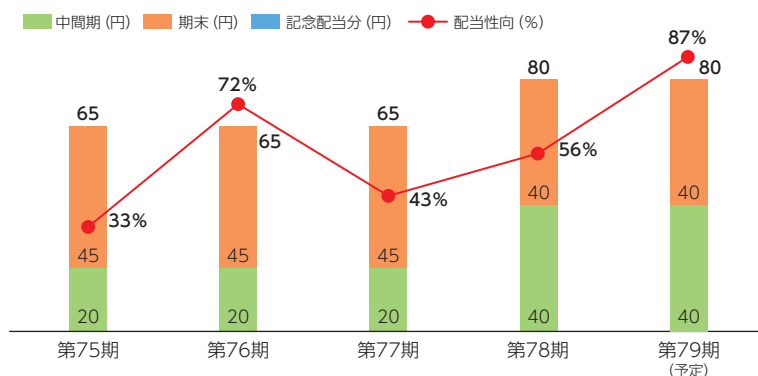
当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題と捉えております。当社の剰余金の配当等の決定に関する方針といたしましては、配当性向40%以上を目標とする一方、経営基盤の強化及び将来への必要な投資に向けた内部留保の充実を図りつつ安定配当を実現することとしております。

当期期末の剰余金の処分につきましては、業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案して、株主様への利益配分として1株につき40円の期末配当金を還元させていただきたいと存じます。なお、中間配当として1株につき40円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当は1株につき80円となります。

### 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金40円 配当総額 金2,013,397,920円
3 配当がその効力を生じる日	2026年6月26日といたします。

### (ご参考) 1株当たり年間配当金の推移



## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員（うち社外取締役3名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大のため1名増員して取締役6名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者については、その候補者決定における公平性、透明性を確保するため、代表取締役会長と社外取締役で構成している経営諮問委員会に諮問し、答申を受け、取締役会で決議しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名	現在の当社における地位	候補者帰属	取締役会 出席回数
1	ちば なおと 千葉 尚登	代表取締役会長	再任	15/15回 100.0%
2	あべ くにあき 阿部 邦明	社長執行役員	新任	15/15回 ※ 100.0%
3	たい けんいち 鯛 健一	取締役専務執行役員	再任	11/11回 100.0%
4	いで ゆうぞう 井出 雄三	取締役	再任 社外 独立	15/15回 100.0%
5	つじた よしの 辻田 淑乃	取締役	再任 社外 独立	15/15回 100.0%
6	にし もと つよし 西本 強	—	新任 社外 独立	—

※阿部 邦明氏の取締役会出席回数は当社監査役としての出席回数です。

候補者  
番号

1

ち ば な お と  
千葉 尚登

(1958年10月31日生)

再任



所有する当社株式の数  
33,461株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
17,629株  
合計 51,090株  
取締役在任年数10年  
取締役会出席回数  
15/15回 (100.0%)

#### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 伊藤忠商事(株)入社  
2004年4月 同社飼料・穀物部長  
2005年4月 同社食料経営企画部長  
2007年4月 同社生鮮・食材部門長  
2013年4月 同社生鮮食品部門長  
2014年4月 同社執行役員  
2014年4月 同社食品流通部門長  
2015年4月 Dole Asia Holdings Pte.Ltd.出向 (EXECUTIVE VICE PRESIDENT,  
DIRECTOR) (シンガポール駐在)  
2016年4月 当社常務執行役員加工食品事業本部分掌、食肉事業本部分掌、監査部  
担当  
2016年6月 当社常務取締役、加工食品事業本部長  
2018年6月 当社代表取締役社長  
2019年6月 当社社長執行役員  
2026年4月 当社代表取締役会長 (現)

#### 取締役候補者とした理由

千葉 尚登氏は、当社の業績の向上に功績を残すとともに、経営者として豊富な経験と実績を有しております。また、取締役会議長として、取締役会を適切に運営してきました。経営トップとしての豊富な経験と幅広い見識を、今後は取締役会長として経営の監督や取締役会の意思決定機能の強化、ならびに新経営体制のサポートに活かしていただくため、引き続き取締役候補者としたしております。

候補者  
番号

2

あ べ くに あき  
阿部 邦明

(1968年11月27日生)

新任



### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1991年4月 伊藤忠商事(株)入社  
2011年4月 同社食品流通部門食品流通戦略室長  
2016年4月 同社食品開発部長  
2019年4月 同社食料経営企画部長  
2022年4月 同社執行役員食料経営企画部長  
2023年4月 同社執行役員生鮮食品部門長  
2023年6月 当社監査役  
2024年4月 伊藤忠商事(株)上席執行理事生鮮食品部門長  
2026年4月 当社社長執行役員(現)

所有する当社株式の数  
0株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数

0株  
合計 0株  
取締役会出席回数

15/15回(100.0%)  
※取締役会出席回数は  
当社監査役としての出  
席回数です。

### 取締役候補者とした理由

阿部 邦明氏は、総合商社において生鮮食品部門長や当社監査役を歴任するなど、畜産をはじめとする生鮮食品全般に関する豊富な経験と高い専門的知見を有しております。また、当社監査役として経営を監督する立場から、当社グループの経営課題や事業上の重要論点について十分な見識を有しております。当社グループの更なる企業価値の向上を担う取締役の任として相応しい人物と判断し、新たに取締役候補者といたしております。

候補者  
番号

3

たい  
鯛

けん いち  
健一

(1966年9月12日生)

再任



所有する当社株式の数  
1,390株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
1,888株  
合計 3,278株  
取締役在任年数1年  
取締役会出席回数  
(取締役就任後)  
11/11回 (100.0%)

### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月 伊藤忠商事(株)入社  
2010年4月 伊藤忠タイ会社 (バンコック駐在)  
2011年7月 伊藤忠マネジメント・タイ会社 (バンコック駐在)  
兼 伊藤忠タイ会社  
2014年4月 伊藤忠商事(株)畜産部長  
2019年4月 同社生鮮食品部門長  
2019年6月 当社取締役  
2021年4月 伊藤忠商事(株)執行役員  
2023年4月 当社常務執行役員食肉事業本部食肉営業事業部長  
2024年4月 当社常務執行役員営業本部東日本支社長  
2024年8月 当社常務執行役員総合企画本部長  
兼 総合企画室長 兼 PRIMA Next Project Manager  
2025年4月 当社常務執行役員総合企画本部長  
兼 総合企画部長 兼 PRIMA Next Project Manager  
2025年6月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長  
兼 総合企画部長 兼 PRIMA Next Project Manager  
2025年10月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長  
兼 総合企画部長 兼 IT推進部長  
兼 PRIMA Next Project Manager  
2026年4月 当社取締役専務執行役員総合企画本部長  
兼 PRIMA Next Project Manager (現)

### 取締役候補者とした理由

鯛 健一氏は、総合商社において海外駐在の経験や、生鮮食品部門長を歴任するなど、畜産をはじめとする生鮮食品全般に関する高い専門的知見を有し、それらを活かし、当社において総合企画を担当しております。その経験と見識が当社グループの更なる企業価値向上に活かされるものと判断し、引き続き取締役候補者としたしております。

候補者  
番号

4

い で ゆう ぞう  
井出 雄三

(1954年9月24日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数  
2,612株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
0株  
合計 2,612株  
取締役在任年数6年  
取締役会出席回数  
15/15回 (100.0%)

#### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月 (株)ワコール (現(株)ワコールHD) 入社  
(旧(株)ワコールは2005年7月持株会社となり(株)ワコールHDに商号変更)  
2006年4月 (株)ワコール (事業会社) 執行役員  
2008年4月 (株)ワコール (事業会社) 取締役専務執行役員  
2014年4月 (株)ワコール (事業会社) 取締役副社長執行役員  
2014年6月 (株)ワコールHD常務取締役  
2016年6月 (株)ワコールHD取締役  
2018年6月 (株)ワコール (事業会社) 取締役  
2020年5月 コスモ(株)社外取締役 (現)  
2020年6月 当社取締役 (現)

#### (重要な兼職の状況)

コスモ(株)社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井出 雄三氏は、グローバルな大手製造業の企業経営を担い、豊富な経験と海外事業展開、経営戦略、サステナビリティや営業・マーケティングに関する深い見識を有しております。このことより、当社が経営戦略を推進していく上で、独立した立場から監視、支援及び適切な助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としたしております。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会委員としても当社の役員候補者の選解任に関する事項、役員報酬に関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する重要な事項等について客観的・中立的立場で関与頂く予定です。

候補者  
番号

5

つじ た よし の  
辻田 淑乃

(1964年8月19日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数  
1,938株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
0株  
合計 1,938株  
取締役在任年数 4年  
取締役会出席回数  
15/15回 (100.0%)

#### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1987年3月 スイス銀証券会社入社  
1989年1月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社  
1999年6月 チェース・マンハッタン銀行 バイス・プレジデント  
2001年2月 JPモルガン証券会社 バイス・プレジデント  
2002年3月 日本たばこ産業(株)入社  
2006年6月 同社経営企画部部長  
2014年9月 同社コンプライアンス統括室長  
2016年4月 同社IR広報部長  
2020年3月 (株)ルリエ代表取締役 (現)  
2020年4月 ユキグニファクトリー (株) 社外取締役(現)  
2022年6月 当社取締役 (現)  
2022年9月 ユカイ工学(株)取締役 (現)

#### (重要な兼職の状況)

(株)ルリエ代表取締役 ユキグニファクトリー (株) 社外取締役 ユカイ工学(株)取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

辻田 淑乃氏は、国内外企業におけるグローバルで豊富な経験と、経営及び多様性に関する深い見識、財務・経理に関する高度な専門知識を有しております。このことより、当社が経営戦略を推進していく上で、独立した立場から監視、支援及び適切な助言を期待できることから、社外取締役候補者としたしております。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会委員としても当社の役員候補者の選解任に関する事項、役員報酬に関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する重要な事項等について客観的・中立的立場で関与頂く予定です。

候補者  
番号

6

にしもと  
西本

つよし  
強

(1973年11月21日生)

新任 社外 独立



所有する当社株式の数  
0株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
0株  
合計 0株

### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

2000年4月 西村総合法律事務所  
2002年12月 日比谷パーク法律事務所  
2006年5月 米国コロンビア大学ロースクール修士課程 (LL.M.)修了  
2006年9月 ヒューズ・ハーバード・アンド・リード法律事務所 (ニューヨーク) にて客員弁護士  
2007年2月 ニューヨーク州弁護士登録  
2007年4月 日比谷パーク法律事務所復帰 (現)  
2011年1月 (株)エニグモ社外監査役  
2018年3月 公益財団法人日本サッカー協会 監事  
2018年3月 (株)ブロードリーフ社外監査役 (現)  
2020年6月 (株)島津製作所社外監査役 (現)  
2022年4月 (株)エニグモ社外取締役 (監査等委員)  
2024年3月 公益財団法人日本サッカー協会 理事  
2026年3月 財団法人日本サッカー協会 常務理事 (現)

### (重要な兼職の状況)

日比谷パーク法律事務所パートナー  
(株)ブロードリーフ社外監査役  
(株)島津製作所社外監査役  
公益財団法人日本サッカー協会常務理事

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西本 強氏は、国内外において弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております。このことより、独立した立場から当社経営の監視・監督を期待できることから、社外取締役候補者としたしております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会委員としても当社の役員候補者の選解任に関する事項、役員報酬に関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する重要な事項等について客観的・中立的立場で関与頂く予定です。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.井出 雄三氏、辻田 淑乃氏及び西本 強氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3.井出 雄三氏が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年になります。
- 4.辻田 淑乃氏が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年になります。
- 5.当社は、井出 雄三氏、辻田 淑乃氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該各契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、井出 雄三氏、辻田 淑乃氏の再選が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- 6.西本 強氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
- 7.当社は、井出 雄三氏、辻田 淑乃氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 8.当社は、西本 強氏の選任が承認された場合は、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 9.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償が請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。現在、西本 強氏以外の本選任議案の各候補者が当該保険契約の被保険者であるとともに、各候補者の選任が承認された場合は、西本 強氏を含む候補者全員が、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 10.千葉 尚登氏、阿部 邦明氏及び鯛 健一氏の「略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である伊藤忠商事(株)及びその子会社等における現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
- 11.千葉 尚登氏、鯛 健一氏、井出 雄三氏、辻田 淑乃氏の所有する当社株式の数には、当社持株会を通じて保有する単元未満株（100株未満株）も含めております。
- 12.業績連動型株式報酬制度に基づく交付予定株式の数には、業績連動型株式報酬制度における付与済みの確定したポイント数に相当する株式の数を記載しております。また、退任時に金銭報酬として支給する部分に相当する株式の数も含めております。当社の業績連動型株式報酬制度の概要は後記の事業報告「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役阿部 邦明氏は、2026年3月31日をもって、辞任により退任いたしましたので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、監査役候補者上垣内 義博氏は、監査役阿部 邦明氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより退任した同監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

かみがいち よし ひろ  
上垣内 義博 (1972年8月2日生)

新任



所有する当社株式の数  
0株

### 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1996年4月 伊藤忠商事(株)入社  
2017年4月 同社食料部門食糧戦略室長  
2020年4月 同社食料・穀物部長代行  
2022年4月 同社食料経営企画部長代行  
2023年4月 同社食料経営企画部長 兼CP・CITIC戦略室  
2026年4月 同社執行役員生鮮食品部門長 (現)

### (重要な兼職の状況)

伊藤忠商事(株)執行役員生鮮食品部門長  
Dole International Holdings(株)代表取締役  
Dole Asia Holdings Pte. Ltd./ Director  
PT Aneka Tuna Indonesia / President Commissioner  
HyLife Group Holdings LTD./ Director  
ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATION / 董事長

### 監査役候補者とする理由

上垣内 義博氏は、総合商社における豊富な経験と高度な専門知識を有しているため、監査役としての任に相応しい人物と判断し、新たに監査役候補者としたしております。

(注) 1.上垣内 義博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.上垣内 義博氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

3.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償が請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。同氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

4.上垣内 義博氏の「略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である伊藤忠商事(株)及びその子会社等における現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。

## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年6月28日開催の第71回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、今日に至っております。

本議案は、BBT制度の一部を改定し、当社の取締役に給付する株式の給付時期を在任時に変更したうえで、当該株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」といいます。）へ改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、①取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるとともに、取締役が議決権の行使や配当の権利等の株主の皆様と同様の権利を有することで、より株主の皆様に近い目線で価値を共有することを目的としていること、②本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の経営諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の内容は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、BBT制度と同様、2018年6月28日開催の第71回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額400百万円以内（うち社外取締役分として年額50百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

なお、2019年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員の一部をBBT制度の対象として追加することを決定しておりますが、本議案が原案通り承認可決された場合には、同様に、当社の取締役を兼務しない執行役員の一部を本制度の対象とする予定です。

### 2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBT制度に基づき設定された信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。また、本制度への改定に伴い、BBT制度において本定時株

主総会終結の時点で在任する取締役が付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件に、本定時株主総会后、当社が別途定める時期にその一部について当社株式として給付し、残部は当該取締役の退任時に当社株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付いたします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

- (2) 本制度の対象者となる取締役  
社外取締役を除く当社の取締役

- (3) 信託期間

BBT制度に係る信託期間の開始日である2018年8月22日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等により終了します。）

- (4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から開始する3事業年度ごとの期間（以下、当該3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）を対象としてBBT制度を導入しております。当社はBBT制度に基づき、本信託による当社株式の取得の原資として、本信託設定時に234百万円を本信託に拠出しており、その後、2019年6月に72百万円を追加拠出してあります。

BBT制度に基づき、当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本制度への改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。また、本議案のご承認の後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに取締役分として390百万円（本制度の対象者に取締役以外の者が含まれる場合には、当該他の対象者のための金額を加えることとします。）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して本制度の対象者に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象者に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、取締役分として390百万円（本制度の対象者に取締役以外の者が含まれる場合には、当該他の対象者のための金額を加えることとします。）を上限とします。

かかる信託拠出額上限（報酬等の額）につきましては、下記（6）に基づき、今後、取締役に付与することとなるポイント数の見通し及び当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、信託拠出額上限（報酬等の額）につき、その水準は本制度への改定前後で同額です。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役が付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり26,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、26,000ポイント×3事業年度より、取締役分として78,000株となります（本制度の対象者に取締役以外の者が含まれる場合には、当該他の対象者のための取得株式数が増えることとなります。）。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規定に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、26,000ポイントを上限とします（本制度の対象者に取締役以外の者が含まれる場合には、当該他の対象者のためのポイント数の上限を追加で設定します。）。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役に付与することができるポイント数の上限につき、2018年10月1日を効力発生日とする株式併合に伴い調整を行っており、その水準は本制度への改定前後で同等です。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時まで当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のとおりに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規定に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規定の定めに従って、その時点で在任する本制度の対象者に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により本制度の対象者に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 3. 本制度の対象者に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

本制度の対象者が在任中に当社株式の給付を受ける場合、本制度の対象者は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（本制度の対象者は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において本制度の対象者が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ① 譲渡制限の内容

本制度の対象者は、当社株式の給付を受けた日から本制度の対象者たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

#### ② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

#### ③ 譲渡制限の解除

本制度の対象者たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

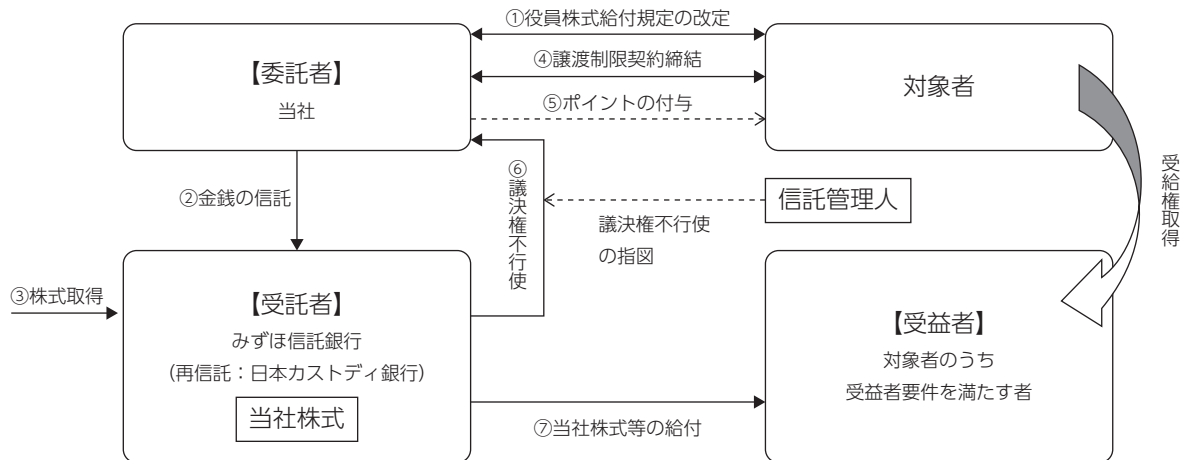
#### ④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に本制度の対象者が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規定」を改定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 本制度の対象者は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規定に基づき本制度の対象者にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に本制度の対象者のうち役員株式給付規定に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、本制度の対象者が役員株式給付規定に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

## 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各役位を踏まえた適正な水準を用いることとする。具体的には、常勤取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役および非常勤取締役については、その責務に鑑み、基本報酬のみを支給することとする。

### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、責務に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### 3. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および額または数の算定方法ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業績連動型株式報酬と賞与とする。業績連動型株式報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映したものとし、役位、連結営業利益の予算に対する達成度合い（中期経営計画における当初計画および修正後計画のそれぞれについて、連結営業利益予算達成率が50%未満の場合は報酬等に連動する達成係数を0、同達成率が50%の場合は同達成係数を0.5、同達成率が150%以上の場合は同達成係数を1.5とする。）に応じて算出された額のうち70%を株式として毎年一定の時期に、30%を金銭報酬として退任時に支給する。予算となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、経営諮問委員会の答申を受け、決定するものとする。また、短期的な業績向上に対して賞与を支給する場合がある。

### 4. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、経営諮問委員会において検討を行う。5. の委任を受けた代表取締役社長は、経営諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲を基準として取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類別の割合の目安は、基本報酬：業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む）＝83：17とする（KPIを100%達成の場合）。

役位	基本報酬	業績連動報酬等		
		非金銭報酬等	金銭報酬	賞与
取締役会長	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
代表取締役社長	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
取締役副社長	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
専務取締役	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
常務取締役	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
取締役	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある

(注)業績連動報酬等は、業績連動型株式報酬および賞与であり、業績連動型株式報酬のうち70%（全体比率のうち11.9%）が非金銭報酬等である。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および常勤取締役の業績連動型株式報酬と賞与の評価配分とする。経営諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に従って、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう原案の答申を行うものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容をふまえて決定する。

# 本株主総会後の取締役会役員のスキルマトリックス（予定）

（注）第79回定時株主総会招集ご通知に記載の各候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会役員のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

## 【スキル項目の選定理由】

経営	経営に関する重要事項を決定し、職務の執行状況を監督するにあたり、経営の見識・経験が必要であるため。
グローバル	中期経営計画で掲げる「成長投資とグローバル展開」を実現するにあたり、グローバルの見識・経験が必要であるため。
財務・経理	持続可能な経営基盤の強化を実現するにあたり、財務・経理の見識・経験が必要であるため。
サステナビリティ・人的資本	サステナビリティを重視した経営の推進にあたり、サステナビリティ・人的資本成関連の見識・経験が必要であるため。
内部統制・法務・コンプライアンス	事業活動に伴う様々なリスクに適切に対応し、健全な事業運営の監督を行うための専門的な見識・経験が必要であるため。
営業・マーケティング	売上と利益の規模と質を高めるにあたり、営業・マーケティングの見識・経験が必要であるため。

2026年6月25日現在

		多様性		スキル					
		年齢	性別	経営	グローバル	財務・経理	サステナビリティ・人的資本	内部統制・法務・コンプライアンス	営業・マーケティング
取締役会長	千葉尚登	67	男	○	○		○	○	○
代表取締役社長 社長執行役員	阿部邦明	57	男	○	○		○	○	○
取締役 専務執行役員	鯛健一	59	男	○	○		○		○
取締役 社外独立	井出雄三	71	男	○	○		○		○
取締役 社外独立	辻田淑乃	61	女	○	○	○			
取締役 社外独立	西本強	52	男		○		○	○	
常勤監査役	坂井尚文	62	男	○				○	○
常勤監査役 社外独立	下澤秀樹	63	男			○		○	
監査役	上垣内義博	53	男	○	○				○
監査役 社外独立	須永明美	64	女	○		○		○	

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場

アジュール竹芝13階「飛鳥の間」 東京都港区海岸1丁目11番2号

電話 (03) 3437-2011



BAYSIDE HOTEL  
**AZUR**  
takeshiba



ベイサイドホテル  
アジュール竹芝

交通

● 東京臨海新交通「ゆりかもめ」

● JR山手線・京浜東北線

● 都営浅草線 ● 都営大江戸線

竹芝駅より徒歩 1分

浜松町駅北口より

大門駅出口「B1」「B2」

竹芝方向へ徒歩 7分

より徒歩 10分

フリマール株式会社

UD  
FONT

